

日本弁理士会東海支部 主催

「休日パテントセミナー2011 in 四日市」 — 意匠、商標及び不正競争法セミナー —

日本弁理士会東海支部では、地方公共団体、中小・ベンチャー企業関係者及び一般の方々を対象に、休日パテントセミナーを開講しており、当年度も四日市市にて開講いたします。

今回のセミナーが知的財産関係者のみならず、これから知的財産を学ぼうという方にとりましても参考になり、また今後のご活動の一助になれば幸甚に存じます。

■テーマ 「まねされちゃった、どうしよう～意匠、商標、不正競争防止法を知ろう～」

【意匠権】視覚を通じて美感を起こさせる物品の形状、模様、色彩のデザインの創作性を保護する権利です。

【商標権】商品やサービスに付される商標を保護する権利です。

【不正競争防止法】特許権や実用新案権、意匠権、商標権あるいは著作権で保護できない模倣品や海賊版を取り締まったり、特許権や著作権で保護が困難な営業秘密を保護できる法律です。

ご存知のとおりで、知的財産権は特許だけではありません。意匠権、商標権も模倣から守るためには必須であります。また不正競争防止法も関係法として大変重要であります。

このたびは、それらの重要性を分かりやすくご説明したいと思います。

■講師 日本弁理士会東海支部 UR-10委員会 弁理士 加藤 淳也 ・ 一色 昭則

■日時 平成24年2月11日（土・祝） 13:00～16:00 （受付 12:00より）

■会場 じばさん三重（財）三重北勢地域地場産業振興センター）2階 研修室7
三重県四日市市安島1-3-18 電話 059-353-8100 ※近鉄四日市駅から西方に徒歩5分

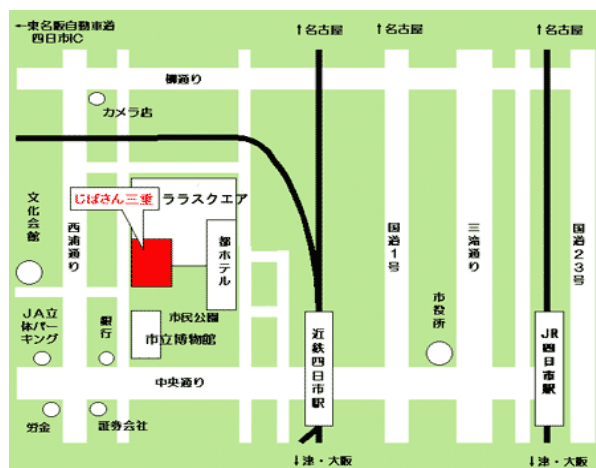
■定員 36名（定員になり次第、締め切らせていただきます）

■主催 日本弁理士会東海支部（運営：日本弁理士会東海支部 三重県委員会）

■参加費 無 料

■対象 一般、ベンチャー起業を目指す人、中小企業の経営者、知的財産関係者

会場地図



<申込方法・申込書は裏面に掲載>

●お申し込み方法

聴講のお申し込みにつきまして、インターネット又は郵便、ファクシミリ（下記申込書に所定事項をご記入の上本状を送付して下さい）にて下記当支部までお申し込み下さい。

またメールでのお申し込みの場合は、申込書の所定事項を必ずご明記の上、下記メールアドレスまでお申し込み下さい。

なお誠に勝手ながら、参加可否のご連絡につきましては、参加不可の場合のみご連絡を差し上げますことあらかじめご了承下さい。

●締切り：平成24年2月8日（水）

●申込み、お問合せ先 日本弁理士会東海支部

〒460-0008 名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル8階

TEL052-211-3110 FAX052-220-4005 e-mail:info-tokai@jpaa.or.jp

ホームページ <http://www.jpaa-tokai.jp/>

※1. タイトルの西暦表示は事業年度であります「2011」とさせていただきます。

※2. パテント【patent】とは、特許及び特許権のことです。

※3. 知的財産（知財）権とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の総称である工業所有権（産業財産権）に著作権を含めた総称です。

※4. 会場は室温調整が十分に出来ないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備下さい。

※5. インフルエンザ流行等の事情により中止することがあります。開催の有無は当支部ホームページでご確認下さい。

※6. 日本弁理士会東海支部は、愛知・岐阜・三重・静岡・長野県を管轄しております。

日本弁理士会東海支部 行 (FAX052-220-4005)

<休日パテントセミナー2011 in 四日市 参加申込書>

フリガナ	
氏名	
連絡先	(〒 -) 電話 () - FAX () -
職業	■以下該当するものを○でお困み下さい。 1. 経営者・代表者 2. 勤務者（法務・知財・開発・設計・製造・その他） 3. 士業 4. 学生 5. 主婦 6. その他 ()

※いただきました個人情報は、本セミナーを円滑に実施するために必要な範囲に限って利用します。また当支部からのイベント情報の提供に利用させていただくこともあります。